

2021年7月14日

国立大学法人金沢大学
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 市原 あかね

大学院担当に係る本給の調整額に関する申入れ

大学院担当に係る本給の調整額について、以下の通り申し入れますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

1. 「大学院担当教員のうち、大学院研究科において、講義、演習、実験・実習を年度を通じて併せて2単位以上担当する者」に対して支給される調整額について、支給要件を満たしている年度を通して支給すること。

(趣旨)

支給要件は、「年度を通じて2単位以上担当する者」です。2単位以上であることが判明した時期以降に支給される現在の運用は公正さを欠きます。

具体的には、「Q1(2単位)、Q2(0)」であれば、Q1から支給されるのに対して、「Q1(0)、Q2(2)」「Q1(1)、Q2(1)」であれば、支給はQ2からです。また極端な例で言えば、「Q1(0)、Q2(0)、Q3(0)、Q4(2)」の場合はQ4のみ支給、「Q1(2)、Q2(0)、Q3(0)、Q4(0)」の場合はQ1から支給となります。

上記いずれのパターンであっても、「年度を通じて2単位以上担当」という支給要件を満たしていますし、担当教員の負担も全く同じです。

にもかかわらず、開講時期が異なるだけの理由で、支給額に差が生じることは、制度の趣旨から乖離していますし、不公正です。年度途中で「2単位以上」であることが判明した場合についても、4月に遡って支給するよう求めます。本年度から直ちに改善してください。

加えて、他の調整数の支給について、これと同様の運用がなされている場合は、年間を通して支給するよう改めてください。

以上